平成２２年（フ）第２１号
島根県益田市下本郷町イ1117番地13、住民票上の住所島根県益田市内田町イ70番地13
債務者　三浦美由紀
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第２４号
島根県益田市金山町ロ224番２地
債務者　松本　　力
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第７５３号
横浜市旭区中白根３丁目27番14号
債務者　大森　隆男
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７５４号
横浜市旭区中白根３丁目27番14号
債務者　大森麻奈美
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９３号
静岡市清水区岡町８番13号
債務者　丸田あゆみ
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７９号
青森市大字三内字丸山50番地３　丸繁荘12号
債務者　成田　律子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６号
青森市久須志２丁目６番21号
債務者　若山　　繁
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５１４号
東京都東大和市新堀３丁目19番地の20シャトービレッジ102号
債務者　岩島　　泰
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５３０号
東京都福生市大字福生2156番地東福生ハイツ201号室
債務者　志賀　泰子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月８日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５５２号
東京都町田市金井６丁目45番34号エステートカナイ101
債務者　佐藤　　恵（旧姓新田）
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１００号
長崎県佐世保市戸尾町15番８号　シティハウス戸尾203
債務者　中川　進也
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
静岡県焼津市西焼津33番地の２　ファミーユA202
債務者　伊藤　義広
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１４号
沖縄県中頭郡読谷村字楚辺1279番地26
債務者　福地　一郎
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第６３号
沖縄県沖縄市松本１丁目16番１号　県営松本高層住宅505号室
債務者　高良　　訓
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第５７号
静岡市清水区草ヶ谷647番地の２
債務者　立川　甲多
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部